

会 議 名 議会改革特別委員会
開閉日時 平成26年4月18日（金）
午前10時47分～午前11時48分
会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 長谷川 広昌、 2 番 黒川 美克、 4 番 浅岡 保夫、
7 番 杉浦 辰夫、 9 番 北川 広人、 11 番 鷺見 宗重、
13 番 磯貝 正隆、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、柴田耕一、杉浦敏和、鈴木勝彦、内藤とし子、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 特別委員会第40回の検討結果について
- 2 意見交換会の実施方法及びテーマの選定等について
- 3 次回の議会報告会開催（案）について
- 4 検討テーマの順次検討について
 - ・議員定数について

- ・各種行政委員の議員配属の見直しについて
- ・会派代表質問制の導入について

5 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

《議 題》

1 特別委員会第40回の検討結果について

委員長 過日、「議会改革特別委員会第40回検討結果について」を配布させていただきました。お目通しをいただいていると存じますが、何か御意見等ございましたら、お願いをいたします。

意 見 な し

2 意見交換会の実施方法及びテーマの選定等について

委員長 先回、たたき台をとというお話がございましたので、これまで各委員さんからいただきました御意見等を参考に作成し、過日、意見交換会、意見広聴

会実施要領（案）という形で配布させていただきました。お目通しをいただいていると存じますので、各会派から検討結果の報告をお願いいたします。まず、市政クラブさん、9番、北川広人委員。

意（9） 要領は出していただいたんですけども、なかなか、的を得ていないというのかな。この要領に沿っていろいろと決めていかなければいけないと思うんですけども、もう少し絞っていかなければいけないのかなという気がします。ついては、次の議会報告会には間に合いませんけども、例えば、この要領の中でいうと、開催時期だとか、市民への周知方法、これに関しては、原則、議会報告会と同時開催にするということと、それから周知方法は、議会報告会と同じ、出席議員は全議員出席し実施すると。これは大体皆さん、多分、問題ないと思うんですよ。問題としては、意見交換会と意見広聴会では議論の中身が変わってくるというふうに思いますので、会派の意見というよりは、個人的な意見ではございますけども、まずは、広聴会のほうをターゲットに開催に向けて進めていったらどうかなと。というのは、意見交換会となると、意見の交換ですから、議会としての意見を何らかの形で集約するなり何なりしなければならないということが考えられます。意見広聴会というのは、市民の方々から広くさまざまなテーマに対して意見を求めるというものですので、比較的開催に関してはやりやすいのではないかとすることがございます。それで、意見広聴会に対してを考えると、例えば、やり方としては、各常任委員会から所管に応じたテーマを出していただいて、例えば、子育てだとか、高齢者施策だとか、防災だとか、そういうテーマ、各常任委員会の所管の中で、2つとか、1つとか、絞ってもらって、それをテーマにして、事前にテーマを市民に公表して、常任委員会がそれぞれ取り仕切って広聴会を開催すると。もちろん議会報告会に兼ねてですけどね。という方法等はどうかということをおもっております。もう1つは、この要領の中にありますように、2番目に対象とあります。これはどういう人たちに対してやるのかということだと思いますけども、広く、いろんな市民の方々というやり方と、もう1つは、例えば、子育てというテーマであるから子育ての世代、例えば、子ども会ですとか、PTAですとか、そういった方々にあえてそういう団体に声をかけると。例えば、防災というテ

マでやるのであれば、まち協ですとか、町内会の防災関係に携わっている方々に声をかけてやるとか、というようなやり方も一つではないかなということも思っております。その後、開催後でありますけども、一つ懸念されるのが、議会はどうか考えているんだというような意見を求められる場合、あるいは、この件について行政はどうか考えているんだというようなことを求められる場面というのは想定されます。そういったときには、常任委員会がそれぞれ仕切るということになれば、ある程度そういった回答ができるような準備も、当然、しておかなければならないのかもしれませんが、当然、広聴会開催後、取りまとめした後、それをどう発表するのかというところ。また、先ほど言ったように、限定された団体に来ていただいた場合は、限定した団体にまた来ていただいて回答するというようなことも必要になる可能性もあるのかなということも思っております。ざっぱで会派の方々とは余り意見をこの部分では交わしてはおりませんが、少しそのような形。話をもとに戻しますと、意見広聴会から始めてはどうかということで、それ以降のことは、こういうふうというのをあえて言ったほうがわかりやすい話になるのかなと思って言わせていただいただけですので、決定事項でも何でもありません。

委員長 それでは、続けて、公明党さん、16番、小野田由紀子委員。

意(16) 公明党としては、まだ意見の取りまとめはできておりませんので、今、るるお話を伺いまして、まずは意見広聴会から始めて、準備もいろいろと大変かもしれませんが、まず、やってみたらどうかなというふうに思いました。

委員長 それでは、続けて、共産党さん、鷺見宗重委員。

意(11) 前から言っていることなんですけども、テーマを決めずに、こういう広聴会であれば、意見を聞くということですので、それも大事な活動だと感じますので、やはりテーマを決めずにやっていったらどうかなというふうに思います。その中で、本当にこれは交換しなければいけないということであれば、意見交換会が有効になってくるのではないかなというふうに思います。

委員長 今、市政クラブさんからのお話はね、テーマということではなくて、例えば、常任委員会の区分、あるいは、例えば、福祉、あるいは、教育、これ

は区分けだというふうには理解していますので、その辺はどうですかね。テーマではないので、今、例えば、市政クラブさんのお話もね。

意（1 1） 先ほどの話は、常任委員会からテーマを決めて出して、それについて広聴したらどうかという話でしたよね。ですから、そうではなくて、全般から聞くということは、いかがかなというふうに思うんですけども。

委員長 はい、了解しました。次に2番、黒川美克委員。

意（2） 私も、今、北川委員、それから小野田委員が言われましたまず広聴会から始めていくと。あと細かいことやなんかは、先ほどの話ではないですけども、今、いろいろとテーマを決めないほうがいいだとか、いろいろな話がありましたけれども、それは後で決めていけばいい話ですので、とりあえず私は、広聴会からやったらどうかと、そういうふうに思います。

委員長 では、続けて、長谷川委員。

意（1） 一つ確認したいんですが、これは議会報告会プラス①、②どちらかをつけるということですか。

委員長 そういうことでございます。

意（1） これ必ず、これからはセットでやっていくという考え。

委員長 それは、皆さんでお考えをお決めいただくということでございます。

意（1） 議会報告会プラス①か、議会報告会プラス②をどちらかで行って。

委員長 どうかなという。

意（1） いくということ。

委員長 そういう意見が多いということです。基本的には、その大きな問題が出てくれば、時間的な問題も含めますので、当然、これはもう広聴会1本でいくぞということもあり得ると思います。ただ、一度もやっていませんので、一つ皆さんからの御意見もあるように一度もやっていませんので、一度、離陸を試みたいという感じは、私もしておりますので。それも皆さん、同意いただけるというふうに理解していますが、その辺、どうですかね。

意（1） わかりました。皆さんの意見と同様なんですが、議会報告会プラス②の広聴会からまずやってみようということ、それで私もいいかなと思っています。

委員長 皆さん、細かいところは別としまして、意見交換会、それから、意見
広聴会という2つの対象については、大体といいますより大方意見広聴会と
いうお話があるようでございますので、意見広聴会に絞ってこれから具体的な
部分、お話を進めてさせていただきたいというふうに思います。今、公明党さ
んからもございましたけども、まだ、細かいところについては皆さんまだお話
を進めておられないようですから、一つ、これからは意見広聴会をどうするか
というお話で、お願いをしたいとします。今、私見として市政クラブさんの
ほうから意見もございましたので、その辺も含めながら一つ皆さん次回は御意
見を頂戴できればというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思いま
す。それでは、これにつきましては、次回のこの委員会ですっかりまたもんで
いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思いま
す。ということで、よろしいですか。

意 見 な し

委員長 それでは、そういうことでよろしくお願ひをいたします。

3 次回の議会報告会開催（案）について

委員長 前回の議会改革特別委員会におきまして、次回の議会報告会開催（案）
を配布させていただきました。お目通しをいただいたと思いますが、これにつ
いて何か御意見ございましたら。

意 見 な し

委員長 副議長、何か、補足ございますか。

説（副議長） 1点だけ確認させていただきたいんですけど、当日、前回も言
いましたように、エコハウスに会場が変わる予定で、今、動いております。そ
の関係で、前回もお話したようにパワーポイントで説明しても十分会場に来ら

れた方、中見を確認できると思いますので、配布資料をどうしようかなという
ことで話させていただいたんですけども。その辺のところ、準備するなら準備
するで、一応、前回のときにもこのパターンでということをお願いしています
ので、多分、各委員会担当の方、準備されているとは思いますが、そこだ
け確認させていただければということと、あとタイムスケジュールも各委員会
のほうで、前回、10分の発表ということをお願いしているものですから、そ
の枠の中で何とか調整いただいていると思いますので、今さら変更すること
はないと思いますけども、そこら辺だけ、一応、御確認いただければなという
ふうに思っております。

委員長 それでは、今、副議長のほうから御提案ありましたまず1つ目は、配
布資料についてですが、それにつきましては、各委員長さん、多分、同じよう
な形で用意されると思いますが、ここには委員長の方は。

「予算と、総務と。」と発声するものあり。

委員長 ですね。基本的には、前回も資料があったほうが良いということは、
フロアの人からも聞いては個人的にはおります。ですから、同じものというこ
とでもあってもね、資料的にはあったほうが良いのかなというふうに思いた
すが、その辺、メンバーさんいかがですか、委員会のメンバーとして何か御意見
ございましたら。

意（7） 内容として、前回と同じでいいかというさういう。

委員長 いや、パワーポイントと同じものをという世界。

意（7） パワーポイント、各委員、前の説明にありましたように各委員会1
0分ということですので、その範囲内で議案が幾つ、委員会によって違うと思
うんですけど、その時間内で、この説明しきれない部分は資料でもって見てい
ただくということで、パワーポイントとは違う配布資料としては出してもらっ
てですね、説明したほうが良いと思います。

委員長 それは、何委員会でした。

意（7） 僕、総務建設委員会です。

委員長 総務ですね。ちょっと、委員会さんのメンバーではないですが、福祉文教の委員長さん、案というか、おみえになりますので。

意（傍聴議員：福祉文教委員会鈴木委員長） これから調整しますけども、副議長の幸前議員の10分という枠があるものですから、それに近づけるように、今、調整をしております。大幅にはみ出ておりますので、今から調整に入りたいと思いますので、お願いいたします。

委員長 それは2番のタイムスケジュールのレベルだと思いますが、資料として、今、総務建設委員長さんがおっしゃいましたように、パワーポイントで説明できない部分についての資料はここに出すかもしれませんよということだと思いますが。

意（傍聴議員：福祉文教委員会鈴木委員長） 同じ考えです。

委員長 いいですか。

意（傍聴議員：福祉文教委員会鈴木委員長） 4件分をなにしろ10分で説明して、詳しくはお手元の資料でという形で調整するつもりです。

意（副議長） 配布資料をつくらせていただくということで、今回は「ぴいぷる」が間に合うので、予算関連のデータ、「ぴいぷる」の情報も一緒に配布させていただくということで、資料のほう100部用意しようかなということで、今、相談させていただきます。それともう1点、この件とは関係ないんですけど、当日、また手話の方、またお願いするということで、鈴木議員にお願いしておりますので、読み原稿のほうも5月7日までには、少なくとも。午前中でよろしいですかね。

意（傍聴議員：鈴木議員） 結構です。

意（副議長） 5月7日の12時までには、鈴木議員のところに届くように、各発表者の方、御用意いただきたいということで。

意（傍聴議員：鈴木議員） 各委員会でもとめてもらうと、ありがたいです。

意（副議長） はい、わかりました。各委員会のほうでもとめていただいて、提出いただくということで、よろしく申し上げます。

委員長 今回、御承知のとおり予算の委員会もございます。そしてまた臨時会の部分もございます。そういうことで、議運の部分もございますので、一つ、

いろいろとですね、たくさんの方が網羅されると思いますけども、そういった意味で、2番の、先ほど御提案ありましたタイムスケジュール、一つ、しっかり絞り込んでいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。それで、もう1つ確認はさせていただきますが、この議会改革特別委員会の報告は、私がやらせていただいてもよろしいですか。

「もちろん。」と発声するものあり。

委員長 もちろんというお話がございます。前回もそうでしたか。

「楽をしてはいけない。」と発声するものあり。

委員長 では、わかりました。前回もそうでしたので、また、私のほうでつくらせていただきます。できるだけですね、タイムスケジュール、皆さんにお分けできるような形でしていきなと思っていますので、よろしく願いをいたします。それでは、そういうふうにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。それでは、次のテーマに移りますがよろしいですか。

意 見 な し

4 検討テーマの順次検討について

委員長 まず、「議員定数について」。これは定数ありきではなくて、まず議会運営の効率化などいろいろ検証して、議会運営のあり方を議論することが重要であることは皆さん十分御認識をみえると思いますし、その形で検討してきたというふうに思っております。その中で、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等、さまざまな委員会があります。議会運営上、現状の16人というのは必要最小限の人数であるということも、皆さん、前回までに御理解をいただ

いておるといふふうに理解しておりますが、それでよろしいですか。

意見なし

委員長 それでは、そのように報告を議会報告会では現状の数字が最低限という形で、報告をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。次に、「各種行政委員の議員配属の見直しについて」。これにつきましても、前回、分野別の資料をとということでございましたので、過日、「各種行政委員等の分野別」の資料を配布させていただきました。御覧のとおり、条例により規定されているものとして都市計画審議会、青少年問題協議会、防災会議、それから充て職とされているものとして国民保護協議会、民生委員推薦会、議会の推薦によるものとして農業委員会、指定なしとして土地開発公社とさせていただいております。それでは、各会派から検討結果の報告をお願いしたいと思います。まず、市政クラブさん、北川広人委員。

意（９） この分野別で出していただいたものの中で、今回、この議題として議論すべきものから外したほうがいいのではないかというものは、防災会議、それから国民保護協議会、民生委員推薦会、これに関しては、明確に議長あるいは福祉文教委員長を充てるというふうに書いてありますので、これは、一つ、この議論、我々が、今、しようとしている議論とは意味が違うということを思います。この３つを抜きまして、都市計画審議会、青少年問題協議会、それから農業委員会、土地開発公社という部分の中でいいますと、まず、条例で規定されている都市計画審議会と青少年問題協議会でございますけども。これに関して、現状に対して議会としてきちんと説明をしなければならないことがあると思います。それは何かというと、議会を代表してここに出ているわけではなくれば、実際、議員が委員になるその必要性、根拠となる部分というのがどこにあるのかと。ここに書いてあるように、議員というふうに書いてあるんですけど、議員を入れなさいとは書いていないんですよ。選択肢の中に議員として議員が入っているだけであって、両方とも、議員でなくてもいいわけです。ですから、議員がこの中に入らなければならないという根拠の部分、これを我々

が共通認識で持つ、あるならば、それを持たなければならないということが1つ。それともう1つは、であるならば、報酬が出ていますから、これ別途で。そこに対してやはり市民感情的にいかがなものかなということがございます。一市民として出ているのであれば、ほかの委員として同等の扱いで構わないと思うんですけども、議員として出るという根拠がもしあって、それを進めるのであれば、この報酬についていかがなものだという考え方が持てるのではないかなということを思います。この2つに関しては、そのような見解です。それから、もう1つ農業委員会。農業委員会は、これはここに書いてあるように「農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号による議会推薦。」ということになっております。要は、議会の推薦ということであって、議員でなければならないということは書いていないですね。それで、一番多いときで4人か、4人でしたかね、歴史的に見て。

「歴史的に。」と発声するものあり。

意（9） 見て一番詳しい、とし子委員、4人でしたかね。一番多いときは。

「3人だったかな。」と発声するものあり。

意（9） 3人でしたかね。

「4名というときがあったかね。」と発声するものあり。

意（9） 3人までは記憶にある。

「僕らも記憶にありますけど。」と発声するものあり。

意（9） 何しろ、3人。僕の記憶でいうと議員が3人入っているということは、過去にあったんですよね。それを、2人、1人と減らしてきて、ほかの方々

に振ってきたという経緯はありますけども、現実的に議員ではない方も議会が推薦しているわけですよ。ここら辺は、この法律に基づいてやっているから間違えではないですよ。そうすると、議会推薦というこの法律に基づいている中で、議会が推薦する中に、議員が1人もいなくていいのかという考え方も一つ持たなければいけないのかなという思いもあります、実際。それとともに先ほどと同じで、議員でなければならない根拠も反対に必要なのかなと。だから、僕が、今、言っているのは、議論的を絞っておかないと、ここで議論できないですから、一応、こういうことを話すべきではないですかということを行っているので、その理解をしていただきたいです。それから次に、土地開発公社ですけども、土地開発公社は、実は、定款がございまして、過日、土地開発公社の理事会がございましたので、内藤（とし子）議員と小嶋議員と3人で出席をさせていただいて、そのときに定款を出していただきました。この土地開発公社については、この定款に基づいて選ばれているということですけども、この定款の中身を見ると、やはり議員でなければならない事情は載っていないんですよ。載っていないというところが一つあるんですが、もう1ついうと、役員も含めてこの定款の中に明確にこういう方ということが一つも謳っていないんですよ。要は、理事長を初め全部互選なんです、理事会の。ですから、定款というのは変更できるのかということをお話を伺ったところ、定款変更はできるけども議会の議決がいるということと、議決したものを知事の承認がいるという話です。結構、定款自体はざっぱな定款なものですから、伺ってみると、これは愛知県下、全部、開発公社を持っているところは同じ定款だと。要は、モデル定款なんですよ。だから、規則として設けることは別途できるだろうという話までは、理事会のほうでさせていただきました。これは、当局のほうの見解もそれはできると思いますという話でしたので。特にですね、これは私どもの会派の意見ですけども、土地開発公社に関しては、結構、世間では無用の長物ではないかという話もありますけども、高浜の場合は、公共施設のあり方検討を初め、今から長い期間にわたって、高浜の財である、例えば、土地であったり、そういったものことというのは非常に大きく動く可能性というのはあるという見解の中で、議員がやはり入るべきではないかと。これは議会を

代表してという意味ではなくて、議員が入ることによってやはりほかの理事の方々に対してもプレッシャーというわけではないですけども、しっかりとした議論の場であるというような見方をしていただけるといふところと、それから、土地開発公社ということは行政と別途のものではありますけども、やはり、事務局を初め、行政が深くかかわっている中でいうと、行政に対しては多大なプレッシャーになるということを思います。だから、反対に言うと、土地開発公社に関しては、議員を入れるような形で規則をつくっていただくという動きをすべきではないかというふうに思っております。

委員長 それでは、続けて、公明党さん。

意（16） 基本には、やはり、委員ということで、報酬が伴っておりますので、できる限り市民の皆様にお譲りしたいというのが基本ですけども、今までの経緯の中で絞って人数も減らし、最終的にテーマに沿ったこの委員の中身につきましても、最終的に絞ってきましたし、今、いろいろお話がありましたように、やはり、議会としてもきちんと情報収集しながらいろんなことに取り組み、推進していく立場にありますので、今のところは現状維持でよいのではないかという結論に至りました。

委員長 それでは、共産党さん。

意（11） これに関しては、会派内の中で深くやっていないので、何とも言えませんけども。北川委員が、るる、いろいろ言われたところでは、議員である必要はないというのも、ほとんどそんなような感じで見えてきて、条文の上では、見えてきたかなというふうに思うので、もう少し深く会派の中でやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 それでは、黒川委員。

意（2） 私は、今、小野田委員も言われましたように、過去からいっていくと、いろいろと人数を削ったりなんかしてやってきておるわけですので、僕は、委員のあれはこの人数で、現行のまま、当面はいいのかなというふうに思います。

委員長 それでは続けて、長谷川広昌委員。

意（1） 私は、できる限り議員の充て職的とされているものは減らしていっ

たほうがいいのかなど思っています、それで、議員として出るものに関しては、もし、その報酬がなしにできるのであれば報酬をなしにして、議員が必要とあるものについては出席をして話をすると。なので、会に出るのは差し支えないのですけども、報酬に関してはなくしていくというほうがいいのかなどと思います。

委員長 今、各会派の御意見伺いましたけれども、一つ、市政クラブさんからの御意見ございましたように、議員として出る場合、これが議会を代表して出るのか、あるいは、そうではない議員としてという1つの個のレベルというお話があったと思います。ですから、報酬はちょっと別といたしましてね、これだけは、一つ、ここでお決めいただきたいなと思います。お願いしたいのは、出ていくのが議会を代表して行くということになれば、当然、議会の中に報告がいるということでございます。これは当たり前の話ですから、現状、そういうことがないという、各配属されておる各種行政委員、ありませんので、一つは、今の考え方でいいますと、議会を代表するものではないがという世界でよろしいですか、どうですか、そうではなくて、議員として、一議員として、うまく言えませんが、何か上手な言い方があれば言ってください。

意（9） 市議会の議員が、議員として呼ばれているわけではないんですよ。市議会の議員が学識経験者とか有識者というレベルと同等に扱われているだけなんです。だから、一市民なんです。だから、ここで話さなければいけないのは、議員がどうしてもここに入るべきというのであれば、それぞれ条例を変えなければいけない。必ず、議員を入れろと行って変えなければいけないということ。たまたま議員が、今、選ばれているだけなんです。だから、例えば、来年度から市長がもういいよ、議員なんかは選ばないよと言えば、それで終わってしまうわけです。それでいいですかという話。そうでなければ、条例をいじって必ず議員を入れなさいというふうにしなければだめだよという話なんです。

委員長 そうすると、さきに言った土地開発公社。そういうようななかなかその条例を改定するのにね、難しいという話、だから、後ろの下についている規則で、そういう形がとれるのかなというお話でしたよね。ですから全ての、そ

うなってくると全ての、例えば、ここに挙がっているものについて、さきに提案があった3つのものを抜いてというお話がありましたけども、それ以外のところについては、やはり、規則云々も考えながら規則をつくってもらおうというのかよくわかりませんが、その辺を含めて議員が出られるような形も、規則というレベルでは可能だということでもいいわけですよ。議員が出られるようにするには。

意（9） ですから、議員が別に出なくてもいいよ、たまたま、でも、議員に声をかけてくれている。議会に声をかけてくれているということであって、現状のままでいいよという話であれば、いつかはなくなる可能性はあるし、反対に言うと、これが2人、3人とふえる可能性もある。これはもう任命者任せなんですよね、条例がこうなっている以上。そのかわり、それは議会を代表するものではないから、一市民として出てもらっただけなんです。たまたま議員やっているから声をかけてもらっているんだけど、一市民として出てもらっただから、だから、報酬なんかついていていたって別にいいんです。だから、先ほども言ったように、議員が出るべきものは、条例なり規則を変えなければいけない。だけど、議員が出なくてもいいものはこのままでいいから、そのかわり一市民として出るんですよ、当然、報告義務もないです。反対に言うと、ここにある議長とか、福祉文教委員長に関しては、これは完全にこの人という限定できていますから、これに関してはある程度どこかで報告をしていただくと、これは議会を代表して行って行くわけですからね。というようなことを申し合わせ的につくったらどうか。開発公社に関しては、うちの会派の考え方としてもそうですけども、やはり、開発公社に対して議会からやはりもうちょっと、変な言い方ですが圧力かけて規則をつくれと。規則を持っていないですから、現状。というようなことを思っております。

委員長 今、市政クラブさんのほうからそういう御意見が出ております。いずれにしても、この辺もしっかりもんでいただいて、また次回ですね、その辺、これも検討してみえない会派もおありになりますので、次回、またこの部分については検討していきますので、よろしくお願ひしたいと思います、それでよろしいですか。

意見なし

委員長 大方の、今の意見は、また市政クラブさんのほうからの集約の部分をもとにしながら御意見を次回からまた頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、そのようにさせていただきます。次に、「各派代表質問制の導入について」。これにつきましては、会派代表質問制については、第38回の本委員会におきまして、追加テーマとして提出されたものであります。第39回での会派代表質問制の発言要旨は、一つ、代表質問のイメージとして、現状、一般質問は2日間の日程をとっておりますが、それとは別に代表質問の日程をとって、代表質問を行う時期は、他市の例でいきますと、3月の予算編成時が多く、9月の決算時、あるいは、市長が当選された初めての施政方針演説時に行われておるということをございます。また、もう1つ、代表質問そのものがまだ理解できていない。会派を代表する質問で、個々の質問ではないので制限されるため小さなところではなじまない。このことから、今、すぐには思わない。もう1つ、代表質問制については、やるべきと思う。もう1つ、代表質問をどのような形でやるかということをもう少し検討したらどうか。もう1つ、当市のような小規模な自治体には代表質問制度はなじまない。このような意見があったというふうに思います。それでは、引き続き、各会派から検討結果の報告をお願いをいたします。それでは、また、市政クラブさんのほうからお願いいたします。

意(9) 私どもは、代表質問制度というのは導入すべきであるというふうに思っております。端的に言うと、うちは10人の会派であります。重要案件が、そのときの議案として上がってくるときには、あえて一般質問は避けるような風潮でずっと高浜市議会きておりますので、例えば、9月にこういうことがありそうだというようなときは、6月定例会、あるいは、その前の定例会等でこのことを聞かなければいけない時期だよなということをも多くの会派内の議員が考えることがあります。例えば、1つの例をとると、3月の予算に対して12月定例会において、次年度の予算編成についてということ、一般質問をする

というのは当然考えがちであります。そういった中でいうと、会派を代表することによって重複な一般質問を避けるということがまずできるということと、それから、会派の中で代表質問という新たな、すみません、議会の中でね、代表質問という新たな場面をつくることによって、当局に対してはそれなりの緊張感を与えることになるということを思いますし、市民にとっても整理整頓がされた多様な質問と答弁がなされる場面というのを見聞きできるということを思いますので、この代表質問制度というものは、当然、やるべきことであるというふうに思っております。ただ、時期の部分でいうと、今、言ったみたいに予算編成時、あるいは、代表質問において他市の例でいいますと、3月の定例会における施政方針、あるいは、教育行政方針、あるいは、予算、そういったものに対しての代表質問も可としているところも多くございますので、タイムリーなときに、その議案に上がっていようが、代表質問においては当然会派を代表する重要な質問でありますので、議案に上がっている内容についても質問ができるという形をとっているところも多くあるというふうに聞いておりますので、この代表質問制というのは導入すべきであるということ思っています。

委員長 公明党さん、小野田由紀子委員。

意（16） 高浜市の場合は、定数がそもそも16という小規模であります。そして、会派に偏りがありまして、人数的にも。大会派の方は市政クラブさんで10名、あとは、2名、2名、1名、1名という。バランス的にもちょっとどうかなという感じがします。そもそも、一般質問は個人の質問が基本になっておりまして、その会派のその状況も考慮していかなければいけないと。いつでもやれる体制にあるかどうかということもありますし、大きいところでは安城市が導入しているかなと思います。刈谷市は、いろいろ議論しても導入まで及んでいないということですが、小規模なところではなじまないというようなこともあろうかと思っておりますので、また、質問に制限がかかってしまうのかなと懸念もありますし、今のところは代表質問の導入はあまり必要ないかなというふうに考えております。

委員長 ほかに。共産党さん。

意（11） 僕たちはやるべきかなというのは、一つあるんですけど。ただ、

今の意見ね、いろいろ、前々回ですかね、聞いている感じだと、まだ合意にも至らないわけで、やはり、そういった状況では、研修も必要ではないかと思うんです。実現するかどうかは、まあ提案しておきますけども。この特別委員会で視察をやったらどうかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長 はい、わかりました。それでは、黒川委員。

意（２） 私も小野田委員の意見と同じで、うちのところは定数１６ですので、代表質問を導入しなくても、僕も１人会派ですので、常に代表質問をやっているのと同じような形ですので、現行どおりで結構でございます。

委員長 では、長谷川委員。

意（１） 私もそうですね、小さな市町村では、代表質問制はなじまないのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

委員長 はい、わかりました。各会派からの御意見が割れているようでございます。いずれにしてもまた調整もですね、それぞれもう一つお考えいただいて、この議会がいいものになるような、基本はそういうことですので、御理解をいただいております。これにつきましても次回でお話をさせていただきますけれども、一つ、鷺見委員からの御提案ありましたこの委員会の研修につきましてもね、もう一つ頭に入れながらお話をさせていただければというふうに思います。

「絶対無理だよ。開会中に行くのは無理。オンデマンドで見るぐらい。」と発声するものあり。

委員長 行けないですよ。だから、それを頭に入れながらお願いをしたいということ。そういうことでございますよね。

「時期をみて。」と発声するものあり。

「オンデマンドを録画しなければいけない。」と発声するものあり。

委員長 ですから、当然、この辺、御承知のとおりです。当然、一緒の時期に

本会議を開かれておりますので、なかなか難しいとは思いますが。

意（9） いろいろと御意見があると思いますが、実際、代表質問制度というのは、交渉団体が行う質問ですので。簡単に言うと、複数名の所属議員のいる会派、だからこそ代表する意味がある。あるいは、公党であるからこそ代表する意味があるわけです。先ほど、いみじくも2番委員が言われましたけども、例えば、我々10人の会派と1人会派の方の質問と同等です、扱いが。だから、同じ時期に同じような重要案件に対する質問というのは、当然、議員だからあるわけですよ。そここのところの意味合いをしっかりと出さなければ、会派や公党の意味がない。それだけ代表質問に取り上げられているという質問の重要性も市民に伝わらないと思います。当局側は、代表質問制度を導入すると言えば違ってきますよ、緊張感が。当然、代表質問で取り上げるテーマも真剣に考えて個人のやる一般質問とは違う、もっと大きな深い内容のものになっていくというふうに思います。ぜひ、そういう部分を踏まえて、各委員の方、御検討いただければと思います。

意（11） 先ほどの研修という意味は、その議会議をやっているところを見に行くということではなくて、やっているところに、そういういきさつとか、そういうことを聞きに行くという研修をしたらどうかという提案なんですけど、その点、間違えなく。

委員長 はい、わかりました。

意（16） 思いは十分伝わってきますけれども、理想はそうでありたいなというふうに思いますけども。現状、しっかりと目を見据えていただいて、今の現状、やはり、個人、個人、当局が緊張感を持っていないというのは、そのほかにも理由があるのかもしれませんが、そこら辺のことも大きく捉えて考えていきたいなというふうに思っております。

委員長 わかりました。これもですね、きちんとした結論が出ておりません。いずれにしても、この時期、また人事、委員会の委員長、交代をするという時期になってしまったのは非常に委員長として申しわけなかったんですが、いずれにしてもまた新しい委員長さんになれるかもしれませんが、そういうところで、また、引き続き御検討をお願いするということになります。1つだけ申

し上げておきますが、何回もこうやっていきながらそれぞれの会派とはいいいませんけれども、どうも現況の、あるいは、意見の出るニュアンスが違うような気がしてなりませんので、ひとつ一つじっくりと御検討いただき、一つ一つ1歩でも2歩でも前に行くような形をお願いをしたいと思っていますので、結論が出せるような形にしたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。それでは、そういうことで、大体のお話は済ませさせていただきました。きょういただいたことを、次回の議会報告会、私がまた整理をさせていただいて報告をさせていただきます。また、報告内容の確認は4月24日に予定をされておりますリハーサルで御確認をいただきたいと、こういうふうに思いますのでよろしくをお願いいたします。

5 その他

委員長 一般質問の配置位置につきましては、カメラの位置などからカメラテストを行った結果、以前お示しをした北側の部分で設置がよいと思いますので、よろしいですか。

意 見 な し

委員長 映りが悪いということ、それを考慮しての話ですので、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。これについて、局長、何かございますか。

意（事務局長） とりあえず現場で確認というんですかね、ちょっとどれぐらいの映りかということで、テストをやらせていただいたんですが、御承知のように、カメラが固定のカメラでございますので、ちょっと誰かの頭が入ってしまったったりだとか、なかなかこうすっきりしたような形にはならないかもしれませんが、とりあえず一度やってみてもらえないとわからないというか、たくさんありますので、一度ね。

委員長 わかりました。それでは、議会改革特別委員会を閉めますが、位置的な話については、一度、当局にはお願いしますので、この辺の位置だよという

ことを聞いてもらい、お願いしたいと思います。

一般質問席の位置について各委員で調整中

結果：委員長発言の位置で問題ないことを各委員間で確認をした。

委員長 ひとつよろしくをお願いします。

「委員長、ちょっといいですか。」と発声するものあり。

委員長 はい、議長。

意（議長） 終わりがけに申しわけないですけど。この議会改革特別委員会というのは、特別委員会そのものは、検討すべき案件があって、そのために検討して結論を出して終わるんですけど。この議会改革特別委員会、それから、もう1つ外郭団体もありますけども、一応、1年ごとに委員が辞職してまた新たに設置されるわけですよ。そうすると、いつ、今度でいうと5月16日がそうなんですけど、この委員会そのものが機能するというか。そういうのは、例えば、3月31日で区切るのか、5月14日で区切るのか。その辺で、こう12月に中間報告を出していますよね、中間報告ということは、特別委員会といえども継続的に設置していくんだという前提があって、常に、その中間、中間と、1年ごとの中間。要するに1年の中間ではなくて、継続上の1年の中間という意味で報告されていると思うんですよ、外郭団体においても。だからどこかで、こう終結するのが、外郭の場合は3月で報告されますから、それまでが委員会の任務だったと思うんですけども、この議会改革特別委員会というのは、今日もやっていますし、今日解決しない問題は次に、次年度に送られると思うんですけども、どこかでこう今年度はここで打ち切りますと、次の委員会に継続するというのか、その辺どこかで区切って、中間報告もできるだけ12月ではなくて、実際、3月までやっているものですから、今後もどこの時点でやるかということは、検討したほうがいいのかというふうに思います。

委員長 委員長から申し上げますと、この委員会は御指名でやらせていただい

ておりますので、もう1つ上の段階で、例えば、議会運営委員会か各派代表者会議かよくわかりませんが、その辺で継続なら継続という形は出しているだけだと、我々としては、身動きはとれない。意見としては出せますけどもね。そういうような感じですが、いかがですか。

意見なし

委員長 よろしいですか。

意（議長） 任期は5月15日からでいいんですけど、その活動の報告とか、活動をどこまでやるかということで、ちょっと私は、この特別委員会は12月に報告して、とりあえずね。報告をして、それからまたやって、ということで、できるだけこの報告を最後まで伸ばしてというほうがわかりやすいのかなというふうに思ったんですね。

委員長 議長、おっしゃるとおりだと思いますので、とにかく来年の、実は外郭団体もごさいます。常任委員会以外でいうと、外郭団体とこと、今、予算、決算は別としまして、これは一つさきに申しあげましたように、ちょっと、議長、今、後ろで話をされていましてから届かなかったようですが、そういう上の段階、議会運営委員会、あるいはまた、そういうお決めにいただく部分で継続なら継続というお話をいただければ、いただきたいと、こういうふうには私ども、各、こういう特別でやっている委員会としては思っていますが。

意（9） それは違うよ。廃止は本会議で決めない限りは。廃止を本会議で決めない限りは廃止にならないですよ。

意（議長） その期。

意（9） 継続する必要はないです。

委員長 だから、その期のことですよ。

意（議長） 期の4年間を設置するというふうになっているというふうには、事務局が言っていましたけど。

委員長 そうですか。

意（議長） だから、委員は毎回ね、変わるものですから。

委員長 それなら継続です。

意（議長） 継続はいいんだけど、変わるものですから、委員がごそつとというか、変わるものですから、そのために1年間の委員会はこのようにしたことだという報告がされますよね。

委員長 当然ですよ。

意（議長） 何も。

委員長 議会報告会でも。

意（議長） 4年後に、最後の年だけではないですよ、毎年報告されているものですから、中間報告ということで。そうすると、中間をできるだけ遅いほうが、実際は活動をしているものですから、その1年の遅いほうがいいのかなというふうに思っているんですね。

委員長 だから、前回の中間報告が余分だということですか。

意（議長） 余分というか、その年間の中間の中間がいいのかだね。

委員長 ちょっと議長に伺いますけど、最後のね、この期の末でしめは、というお話ですよ、今のお話ですと。ですから、それだけではだめなので、1年間の末に。

意（議長） 現実にやっているんですよ、毎年。報告はされている、中間報告は。だから、最終報告はきちんと4年目の年になるのではないですかね。

意（9） 基本的に特別委員会を設置するでしょう。特別委員会の設置目的が、達成するまでの間設置するというふうになっていますよね、本会議で。本会議で、皆さん了承して設置されたわけです。達成されていなければ、達成されればね、例えば。達成されれば、そうしたら、廃止を本会議で決議するわけですよ。なので、どこでなくなる。例えば、磯貝委員長の期はここだよという話は、内々の話であって、高浜市議会の特別委員会としては終わっていないわけです。ここで終わりというところはないわけです。なので、多分、3月定例会は議案も多いものだから、多分、12月の段階で中間報告という形でずっとやってきた流れでずっと来ている話だと思うんだけど。結局、目的が達成されるなら、僕は4年後の、来年の3月なり4月なりにどこかで、議会に残すん

であれば、3月定例会でこういう結果でありましたというような話にすべきことなんでしょう、だけど、結論的になくなるものではないですよ。例えば、市議会が市庁舎検討委員会みたいなものをつくったとすると、特別委員会みたいなもの、それで市庁舎ができてしまえばいらなくなります。という話とは違います。

意（議長） 予算でも、決算でもそうだけど、26年度予算の審査のために設置しますよね。それで、審査が終わると自動的に消滅してしまうんですよ、条例上。それで、この特別委員会はほとんどずっとやらざるを得ないというか、やることになると思うんですけど、常に改革ということを考えれば。だけど、この年はこのことについて検討する。具体的にいうけど、例えば、代表質問制の導入について検討するとか。そのことについて、今年度は3つのことを検討するとして、それが、結論が出たら自動消滅というか、終わりというかね。だから、改革という大きな意味の。

意（9） いや、設置がそうなっています。議会の改革に対してということ。

意（副議長） 年初に何をやりますなんてことは、決めていないではないですか。

意（9） それは仕方ないですよ。

委員長 そうねんですよ。

意（議長） いや、特別委員会。

委員長 ですから、そうではなくてね、議会改革をしていく必要があるかないかの部分だと思っておるんで、私は。個別にどうのこうのがあったからということではないと思っていますので、議会改革をしていこうねという話で、特別委員会がスタートしたと思っていますので、その辺、皆さんもそういう御意見だと思っていますが、いかがですかね。ですから、今、言われるように、それは永久的なね、議会がある限りは永久的にやっていくと。ただ、開催頻度は変わるかもしれませんよというふうに理解していただいたほうがいいのかと、個人的には思います。そういうことで、これも含めて、また一つ、どんどん御意見を頂戴できればと思います。いずれにしても、先ほどはしよったような言い方もしましたし、委員長交代という話を先走って申し上げたから、こういう

意見が出たかなと思いますけれども、いずれにしても、議会改革が必要か否か、もう我々完璧だという世界で皆さんお思いならそれでしょうし、いや違うぞ、もっとうるさくというふうに少しでも1歩でも前進するぞというのが、この委員会の存続意味ではないかなというふうに思いますので、一つ、これも先ほど申し上げましたけども、どこかで、1年でと、先ほどちょっと余分なこと言いましたけれども、どこかで、上のところで御判断いただければというふうに思います。私は任期がという世界のことを申し上げたんで、申しわけございませんが、一つ御了承いただきたいと思います。それでは、そういう部分でお願いします。ですから場所のほうは、1回、また事務局さんのほうで、どこだということを聞いていただければ、決定ですのでよろしく申し上げます。それでは、次回は、どうしましょう。議会報告会が差し迫っておりますので、それに集中するということでもありますので、よろしく申し上げます。そこで、御意見があつて、この4月、5月の辺でやれということであれば、5月10日以降ということですが、御意見があれば、またその都度御依頼申し上げて、御参集いただくかもしれませんが、一つよろしく申し上げます。それでは、すみません。議会改革特別委員会を終了いたしますので、よろしく申し上げます。

閉会 午前11時48分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長